



水田活用直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて



令和4年度以降、5年間で一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、**水田活用の直接支払交付金の交付対象外**となります。

「水張り」とは水稲作付を基本とします。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

①たん水管理を1か月以上行う(※1)。

②連作障害による収量低下が発生していない(※2)。

※1 たん水時期は指定がないため、現場で検討の上、実施してください。

※2 ほ場ごとに過去5年間の収量と比較して確認します。

☆畑作物や野菜等の生産を計画している農地は…

水稲とのブロックローテーションを実施することで、生産性の向上につながるとともに、交付対象水田として維持することができるので、令和8年度までにこの取り組みを検討・実施しましょう。

■ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われていない場合であっても交付対象水田から除外しません。

①災害復旧に関連する事業が実施されている場合

②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※いずれの場合も、過去の作付け実績及び将来の作付け計画等から確実に水張りを行うことが確認できる場合は交付対象とします。

●水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む場合は、畑地化促進事業を活用して畑地利用への円滑な移行を図ってください。

今後5年間作付する作物	畑地化支援単価	定着促進支援単
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※1/10a ※1: 令和5年度に採択されたものは17.5万円/円10a	2.0(3.0※2)万円/10a × 5年間 または 10.0(15.0※2)万円/10a(一括) ※2:()内単価は加工・業務用の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)	14.0万円/10a	2.0万円/10a × 5年間 または 10.0万円/10a(一括)

※支援単価は令和6年度事業の単価です。令和6年度に行う事業については要望調査が終了していますが、来年度以降、同事業の募集があった場合の参考としてください。